

# 田村たむら としつ 活動報告

発行日 2020年7月1日

# 「長期継続契約条例 修正案」を可決 知る権利の確保を図る

#### 修正案

議案第1号大井町長期継続契約を締結することがで きる契約を定める条例を次のように修正する。

第2条の次に次の3条を加える。

(契約の期間)

第3条 前条各号に掲げる契約の期間は、5年以内と

ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、 この限りでない。

(議会への報告)

第4条 町長は、長期継続契約を締結したときは、契 約の相手方、契約金額、契約期間その他契約の内 容を、当該長期継続契約を締結した日以降最初の町 議会に報告しなければならない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施 行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 原案

大井町長期継続契約を締結することができる契約を 定める条例

(趣旨)

- 第1条 この条例は、地方自治法施行令(昭和22年政 令第16号)第167条の17の規定に基づき、長期継続 契約を締結することができる契約に関し必要な事項 を定めるものとする。 (契約の種類)
- 第2条 長期継続契約を締結することができる契約の 種類は、次に掲げるもののうち規則で定めるものと
  - (1) 物品を借り入れる契約で、商習慣上複数年度 にわたり契約を締結することが一般的であるも
  - (2) 経常的かつ継続的に役務の提供を受ける契約 で、複数年度にわたり役務の提供を受ける必要 があるもの

附則 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

### 令和2年大井町議会第1回定例会

本条例は、令和2年1月20日の臨時議会に上 程されたが、新規条例のため、企画経済常任委員 会に付託され、継続審査となった。

2月7日に委員会が開催され、審査では、町当 局の担当職員も同席して、質疑が行われた。主な 内容は「条例に契約の期間を設けていない理由は」 「今まで実質リース契約と思われるものは無かっ たのか とどである。

質疑終了後、田村他3名の委員(石井委員、田中 委員、鈴木委員)により修正案を提出した。その修 正内容は原案に対し、

- ・契約期間を5年以内とすること。
- ・契約を締結した時は議会に報告すること。
- ・規則委任
- の3つの条項の追加をするものである。

契約期間については、長期継続契約が債務負担 行為の例外規定であり、議会の権能の観点から条 例事項として明示しておくべきであること。議会 への報告についても、後年度負担が予定されてい る概要を知る手法の担保、町民の知り得る状況の 確保の方策として条例に講じておく必要があると いう趣旨説明を行った。採決の結果、賛成全員で 修正可決すべきものと決し、修正部分以外の原案 についても原案のとおり決した。

その後、大井町議会第1回定例会本会議3月5 日(木)付議され、委員会報告の後、全員賛成で可 決成立した。



学校給食センター 給食調理等業務は、 3年間(令和2年8 月1日から令和5年 7月31日まで)、総 額約1億1千万円 で業務委託された。

## 令和2年大井町議会第1回定例会

## 「議員定数条例」賛成少数により否決される

大井町議会議員定数条例の一部を改正する条例

大井町議会議員定数条例(平成14年大井町条例第13号)の一部を次 のように改正する。

本則中「14人」を「13人」に改める。

この条例は、公布の日から施行し、次の一般選挙から適用する。



この改正案は、石井議員、牧野議員、田村の3人で提案した。3月16日(月)本会議で、賛成4人 で否決された。現状維持は、安意な選択である。議員一人ひとりの自覚を促すとともに議会の役割と 現況を常に検証していく必要性を今後も強く求めていきたい。

#### 【提案要旨】

議員定数は、先輩諸兄の苦渋の努力の結果、現在14人となっている。しかし、足柄上郡5町をみ ると3町は、既に定数12人で議会運営が行われており、町民からは一層の定数削減を求める厳しい 声が寄せられている。本議会は、この声に対し真摯に向き合う必要がある。

一昨年、議長より議員定数等の諮問がなされ、昨年5月答申を得た。答申内容は、14人を維持す るとするものであった。

議員定数は、法定上限制度が廃止され、議会が独自に定めることができるものである。議会の役割 は、団体の意思を決定し、執行機関をチェックする機能を担うもので、同じく住民から直接選挙され た首長と相互に牽制し合うことにある。このためには、討議できる人数確保の視点に立った基準が求 められている。一方、議長は、常任委員会に所属するが「指導的立場の発言にとどめることが望まし い。」とされているため、所属する常任委員会では実質委員が1人減となっている。また、自治法で、 議長は、表決権は持たないが「可否同数のときは、議長の決するところによる。」とし、議長の裁決 権を認めている。本議会は、議長を除く13人で常に決するため、議長の裁決権が具現化され得ない 状況にある。以上のことから、定数を1人減じても、現況から、実質討議に必要とされる人数は、十 分、維持確保できている。さらに、定数を1人減じることにより、自治法に定める議長裁決権の具現 化を図ることができることにもなる。

なお、議員削減が実現した場合、削減される議員歳費は、厳しい財政状況のなか、見送らざるを得 なかった諸施策に充当し、活用することが可能となる。開かれた議会、透明な議会を目指す諸施策の 実現は、議会の活性化を図り、町民の信託に応え、信頼され存在感のある議会に繋がるものと確信す

町民の負託を受けた議員一人ひとりは、議会に求められている権能を実現するための限界はどこか、 自ら問い、自ら律し、チャレンジすることが「今| 求められている。

地 域 報





2019年5月、地元保育園から「ポール(交通 安全施設)の設置について」の要望を町に 提出。道路標示は2月、ポールコーンは3月 に設置された。

車も人も交通ルールを守り、事故を無くし

発行日 2020年7月1日 発行者(発行責任者):田村俊二 住 所 〒258-0017 神奈川県足柄上郡大井町西大井406-3 電話:0465-82-5535

ホームページ:https://tositamu.com/ メールアドレス: support@tositamu.com

Face book: https://www. Facebook.com/田村としつぐ-

190522438378033/?modal=admin\_todo\_tour